

# 最低制限価格の設定基準の改正について

令和元年6月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事における最低制限価格の設定基準を改正し、令和元年7月1日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせいたします。

記

## 1 最低制限価格の設定基準（建設工事）

### 改正前

次の各号に掲げる額の合計額に、消費税相当額を加算した額とします。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格の10分の7を乗じて得た額とします。

- (1) 直接工事費の10分の9.7
- (2) 共通仮設費の10分の9
- (3) 現場管理費の10分の9
- (4) 一般管理費の10分の5.5

### 改正後

次の各号に掲げる額の合計額に、消費税相当額を加算した額とします。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額とします。

- (1) から (4) 変更なし